

「倫理綱領」に基づく行動指針

特定非営利活動法人
町田市学童保育クラブの会

「倫理綱領」に基づく行動指針

1 差別の禁止

- 1) 子どもの性別・年齢等で差別しません。
- 2) 子どもに対して、偏見や先入観をもって接することはしません。
- 3) 障がいの程度・状態・発達段階等で差別しません。
- 4) 発達の段階において、克服が困難なことを、本人の責任とするような発言はしません。

2 子どもの主体性と個性の尊重

- 1) 子どもが意思決定できる機会を増やし、自己実現に向けた関わりをします。
- 2) 行事や活動計画には計画段階から、子どもに伝え、協議し、子どもが主体的に参加できるように努めます。
- 3) 子どもの活動においては、子どもの生活歴をよく知り、これまでの生活習慣を尊重するように努めます。
- 4) 学童保育クラブの運営・保育サービス内容等に対する保護者の意見・要望等を聞く機会を定期的に設け、意見等が反映されるように努めます。
- 5) 保育にあたっては、保護者への説明を行い、理解を得た上で行います。

3 プライバシーの保障

- 1) 職務上知り得た個人の情報は退職後も含めて、他に漏らしません。
- 2) 保護者の了解なしに、本人の写真や名前、作品等を掲示・展示公開したりしません。
- 3) 本人の利益のためであっても、保護者の了解なしに、他の機関より個人・家庭に関する情報を得ること、および情報の提供をしません。
- 4) 本人・保護者の了解なしに所持品の確認を行いません。
- 5) 子どものプライバシーに関する話を他の子どもの前でしません。

4 人権の尊重

- 1) 子どもと職員は対等な関係にあり、年齢にふさわしい呼称を使うように努めます。
- 2) 子どもに対して性的に不快にさせるあらゆるセクシュアルハラスメントに該当する行為及び該当するおそれのある行為をしません。
- 3) 子どもに対して交換条件を持ち出ししません。
- 4) 子どもが理解しやすい言葉や表現を使うように努めます。
- 5) 子どもに対して威圧的な態度はとりません。

5 体罰等の禁止

- 1) いかなる場合でも、体罰は容認しません。
- 2) 殴る、蹴る、つねる等の行為、その他故意に怪我をさせるようなことはしません。
- 3) 身体拘束や長時間の正座、直立等の肉体的な苦痛を与えることはしません。
- 4) 軽蔑や無視等の精神的な苦痛を与えることはしません。
- 5) おやつを抜く等の人間の基本的な欲求にかかわる罰を与えることはしません。
- 6) 自傷や他害等の危険回避のための行動上の制限については、本人・保護者・家族への明確な説明を行います。

6 専門性の向上と倫理の確立

- 1) 保育は、職員の統一した考えのもとに行います。
- 2) 職員は、相互に啓発しあい、倫理の確立と専門性の向上に向けて積極的に研修に参加する等自己研鑽に努めます。
- 3) 職員は、保育にあたり、絶えず自己点検、相互点検に努めます。

7 本規程の位置付け

本法人「倫理綱領」及び「行動指針」は、法人が定めた規程の一つであり、これに違反するときは、就業規則の規定に基づき懲戒処分の対象となるものです。

附則

平成17年11月3日 制定